

貯金事業からのお知らせ

臨時積立の 取扱いについて

- 個人で臨時積立をする場合は、貯金残高(預入限度額の超過)を確認するため、当組合への着金を毎月1日から18日までとしています。
- 臨時積立申込書は、毎月5日までに当組合に提出してください。

貯金払戻(解約)・臨時積立等スケジュール

12月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

1月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24 31	25	26	27	28	29	30

：「貯金払戻(解約)請求書」共済提出期限

：払戻送金日

：各申込書共済提出期限

：臨時積立振込期限

- 解約金は、12月24日、1月28日に送金します。
- 所属所における提出期限は、共済事務担当課へお問い合わせください。
- 当組合で作成した振込依頼書を使用し県内の足利銀行で振込む場合は、手数料は無料となります。

上記記事に関するお問い合わせは

総務課福祉係 ☎028-615-7805

共済だより 第331号 令和2年11月発行

発行/栃木県市町村職員共済組合 〒320-0811 宇都宮市大通り二丁目3番1号 井門宇都宮ビル 3階

電話 028-615-7804 FAX 028-615-7566

URL <http://www.tochigi-kyosai.jp/> E-mail sityouson@tochigi-kyosai.jp

本誌に関するご意見・感想をFAXまたはmailでお寄せください。お待ちしております。